

# 新型コロナワクチン接種 関連情報

☎保健センター（新型コロナウイルスワクチン接種推進室）☎85-6900

## ■新型コロナワクチン接種期間の延長

新型コロナワクチン接種期間は令和5年3月31日まで延長になりました。

## ■オミクロン株対応ワクチン接種開始

初回（2回目）接種を完了した12歳以上で、直近の接種から5カ月経過した方は接種できます。使用ワクチンは、ファイザー社製、モデルナ社製のオミクロン株対応ワクチンです。

## ■接種券をお持ちの方の追加接種

追加接種（3・4回目）接種券をお持ちで未接種の方は、お持ちの接種券でオミクロン株対応ワクチンの予約できます。（特に重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患を有する4回目接種となる方は接種を検討してください）

## ■接種券の発送

次の方を対象に接種券を発送します。原則、接種可能月の前月に発送予定です。

### ◆12歳以上で前回（2・3・4回目）接種から5カ月経過

前回接種日	3月14日まで	3月15日から 4月16日まで	4月17日から 5月31日まで	※6月以降
発送予定	10月12日（水）	10月18日（火）	10月25日（火）	順次発送
接種可能月	10月			11月以降

※市内の接種会場での4回目接種は6月に開始しました。

## ■5～11歳の追加接種の開始

初回（2回目）接種から5カ月経過した方が接種できます。使用ワクチンは、初回接種と同じくファイザー社製の5～11歳用ワクチンです。

◎接種に関する情報は市ホームページをご覧ください。

小児（5～11歳）  
新型コロナワクチン接種



### 【予約方法】※市内接種会場

▶インターネット：<https://yoyaku.ibakei.ne.jp/KNQS5Q/>  
（同居でない方も代理予約できます）

▶電話：取手市新型コロナワクチン接種予約・相談センター

☎0570-020-252（平日8:30～17:15 通話料金がかかります）



### ◆5～11歳で初回（2回目）接種から5カ月経過

前回接種日	5月まで	6月まで	7月以降
発送予定	発送済	10月12日（水）	順次発送
接種可能月	10月	11月	12月以降

## 市民意見公募（パブリックコメント）

### ◆「取手市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）」

☎産業振興課産業活性化推進室☎内線1448

市では、「取手市中小企業・小規模企業振興基本条例」の制定を予定しています。この条例（案）に対する意見を募集します。

募集期間 10月1日（土）～31日（月）

案の閲覧 産業振興課、藤代総合窓口課、取手支所、取手駅前窓口、取手図書館、ふじしろ図書館、各公民館、市ホームページ

提出方法 住所、氏名、意見を記入し、次のいずれかの方法で

- ▶直接：産業振興課へ持参（市役所開庁日のみ）
- ▶郵送：〒302-8585 寺田5139 産業振興課宛て ※消印有効
- ▶ファクス：74-0257
- ▶メール：sansin@city.toride.ibaraki.jp



### ◆「取手市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）」

☎情報管理課☎内線1151

市では、「取手市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定を予定しています。この条例（案）に対する意見を募集します。

募集期間 10月1日（土）～31日（月）

案の閲覧 情報管理課、藤代総合窓口課、取手支所、取手駅前窓口、取手図書館、ふじしろ図書館、各公民館、市ホームページ

提出方法 住所、氏名、意見を記入し、次のいずれかの方法で

- ▶直接：情報管理課へ持参（市役所開庁日のみ）
- ▶郵送：〒302-8585 寺田5139 情報管理課宛て ※消印有効
- ▶ファクス：73-5995
- ▶メール：jimukanri@city.toride.ibaraki.jp



## 燃料価格・物価高騰に対する市独自の経済支援

### ■生産販売農家に対する緊急補助金

☎農政課☎内線2111

原油・物価高騰に伴い、農業経営に影響を受けている農業者の負担を軽減するため、生産販売農家に補助金を支給し、事業継続を支援します。

補助対象の農産物	補助金額
水稲・麦・大豆・菜種	3,000円/10アール
野菜（施設園芸または露地）、果樹	1万2,000円/10アール
か 花き（施設園芸）	3万1,000円/10アール
加温施設園芸（加算分）	4万8,000円/10アール

※経営面積が、1アール（100m<sup>2</sup>）に満たない部分は、補助金の対象になりません。

申請期間 10月4日（火）～12月20日（火）

◎対象や提出書類など詳細はホームページをご確認ください。



### ■運送事業者等事業継続支援金

☎産業振興課☎内線1443

原油価格の高騰の影響を受ける市内道路運送事業者などへの支援をするため、対象事業者に支援金を支給します。

補助対象の車両	補助金額
大型・（準）中型	12万円/1台
普通（軽自動車を含む）	6万円/1台
大型自動二輪車	
普通自動二輪車（125cc超に限る）	

※上限額は1事業者当たり100万円

申請期間 10月17日（月）～令和5年1月31日（火）必着

◎対象や提出書類など詳細はホームページをご確認ください。

